

【森林・林業】

森林・林業再生による森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりの推進

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
森林整備面積 ^{*1}	1,105ha/年	1,900ha/年
県産木材の利用量 ^{*2}	63 千m ³ /年	73 千m ³ /年

*1 間伐、植栽を中心とした森林整備を促進し、32年度までに、森林整備率を現状のおおむね2倍まで引き上げます。

*2 県産木材の利用を促進し、国が国産材の自給率を50%にするとしている32年度において、県内の国産材の需要量（総需要量の50%）に占める県産材の割合を、8割まで増加させます。

〔 現状認識 〕

本県の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入っているものの、木材価格の長期にわたる低下傾向により、森林所有者の経営意欲が低迷しており、森林資源の利用が進んでおらず、これに伴い間伐などの森林整備も十分に行われていません。

このような状況において、森林整備の集約化と低コスト化を図る必要がありますが、本県は5ha以下の零細林家が約9割を占めるなど小規模な森林所有者が多いため、整備をまとまった形で可能とする森林経営計画^{※1}の策定が、全体の1割程度に留まっています。

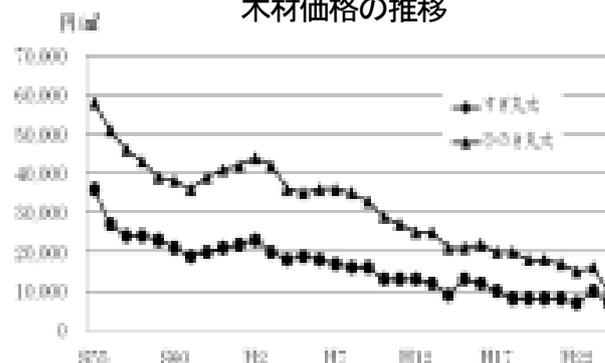
また、森林整備の低コスト化を進めるためには、森林作業道などの路網整備や、高性能林業機械を操作する技術者の育成が課題となっています。

さらに、製材所など木材加工業においても、乾燥材の生産や品質表示の取組など、需要に応じた木材の安定供給体制の構築を進める必要があります。

一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県の特用林産物から放射性物質が検出され、一部の地域でしいたけ・たけのこの出荷制限が行われています。

東日本大震災では、九十九里地区において津波による甚大な被害が発生していますが、海岸県有保安林の砂丘や森林に、津波被害に対する一定の軽減効果があることが確認されており、地域住民からは、今後発生が懸念されている地震に伴う津波に備え、早急な海岸県有保安林の整備が求められています。

木材価格の推移



※1 森林経営計画：森林所有者や、森林所有者から経営の委託を受けた森林組合などが策定する森林施業^{※2}・森林保護^{※3}についての5ヵ年計画で、原則として市町村長が計画の認定を行います。

※2 森林施業：植栽、成長過程での下刈・間伐などの保育、作業道等の整備、伐採など、森林に対する人為的働きかけの総称を指します。

※3 森林経営計画における森林保護：森林火災や森林病害虫等から森林を守ることのほかに、生物多様性の保全や境界維持管理等を含んだ現状の森林を維持するために実施する人為的働きかけの総称を指します。

[基本方向]

森林組合などの担い手を育成・強化し、小規模な民有林の整備をまとまった形で可能とする森林経営計画の策定を推進するとともに、路網整備の推進や高性能林業機械の導入を加速化することにより、低コスト作業システムを確立し、主伐により高齢級化した森林の再生を図ります。

さらに、搬出木材の利用促進を図るため、県産材の需要拡大に取り組みます。

また、津波被害を軽減する海岸県有保安林の再生・整備や放射性物質によるしいたけ・たけのこの出荷制限の解除・安定生産に向けた取組を行います。

[主な取組]

1 森林・林業再生による森林機能の維持増進

取組の方向性

森林・林業の再生を図り、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林経営計画の策定、森林作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入による作業の集約化と低コスト化の促進などにより、計画的な森林整備を推進するとともに、需要に応じた県産木材の安定供給体制の構築と住宅や公共建築物等への木材の需要拡大により、県産木材の利用を促進します。

具体的な取組

ア 計画的かつ効率的な森林整備の推進

- ・森林整備の集約化を促進するため、森林組合など林業事業者等が行う森林経営計画の策定を支援するとともに、樹種等の現況や森林整備の履歴などを地図上で一元的に管理する「森林情報管理システム」の活用を進めます。
- ・森林が有する多面的機能を発揮させるため、間伐を中心とした森林整備への支援を行います。
- ・林業の生産性の向上を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備や高性能林業機械の導入を支援します。

イ 木材資源の利用促進

- ・県産木材の需要拡大を図るため、住宅や公共建築物等における県産木材の利用を促進するとともに、乾燥材の生産やJAS等による性能表示など木材製品の品質と性能を確保するための取組を支援します。
- ・木材利用の普及啓発を図るため、木工コンクールや木工出前授業を開催します。

- ・木質バイオマスの利用を促進するため、間伐材等から生産される薪やチップなどの供給体制を整備し、施設園芸用暖房機などへの導入に向けた取組を支援します。

ウ 特用林産物の振興

- ・食の安全・安心の確保を図るため、放射性物質検査を実施するとともに、一部の地域で行われているしいたけ・たけのこの出荷制限の解除と特用林産物の安定した生産に向けた取組を進めます。

主な事業

- 森林経営計画の作成支援
- 効率的な森林整備への支援
- 小規模な森林の管理促進
- 路網整備の推進と高性能林業機械の導入支援
- 県有林の整備・管理
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）
- ちばの木の利用促進（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 木育の推進（再掲・販売促進・輸出拡大）
- 間伐材等を原料とした木質バイオマス資源の利用促進（再掲・6次産業化）
- 放射性物質検査による安全な農林水産物の供給（再掲・食の安全・安心）
- 特用林産物生産の早期復興支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
森林経営計画の認定面積*（累計）	11,680ha	18,400ha

* 33年度末に、県内の人工林の約半分（3万ha）で森林経営計画の認定を目指します。

2 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

小規模な森林を取りまとめ、森林整備の方針を示して森林所有者の合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林経営計画の策定の中心となる「森林施業プランナー」の育成に取り組めます。

また、林業就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保・育成を行うとともに、森林整備の低コスト化と労働負荷の低減を進めるために必要な高性能林業機械のオペレーターなどの林業技術者を養成します。

さらに、各種林業制度金融の活用促進により、地域林業の中核的担い手である森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

具体的な取組

- ・森林経営計画の策定を推進するため、林業事業者が行う「森林施業プランナー」の育成について支援を行います。
- ・林業就業者の確保・育成を図るため、新規就業者等を対象とした研修を実施するとともに林業就業者の労働条件の改善に取り組みます。
- ・森林整備の中心的な担い手の育成と安全な林業労働環境を整備するため、高性能林業機械のオペレーターなど高度な技術を有する林業技術者を養成するとともに、林業事業者等に対して、本県の実状に即した路網整備と高性能林業機械の使用による低コスト作業システムの実証を進め、普及を図ります。
- ・林業技術の改善や森林経営の合理化を促進するため、森林所有者へ森林の管理・経営情報を提供するなどの普及指導を行います。
- ・林業・木材産業・木材流通業を担う林業事業者の経営基盤の強化を図るため、経営の改善等に必要な資金の貸付を行います。

主な事業

- 林業就業者等に対する研修の実施（再掲・担い手育成）
- 低コスト作業システムの実証と普及（再掲・担い手育成）
- 森林所有者への林業普及指導による情報提供（再掲・担い手育成）
- 林業事業者の経営の改善や合理化に必要な資金の貸付（再掲・担い手育成）

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
林業作業員 [※] 数 [*] （累計）	119人	150人

* 29年の森林整備面積を1,900haとした場合の必要な作業員数は150人と試算しました。

※1 林業作業員：森林組合など認定林業事業者^{※2}で雇用されている作業員のことをいいます。

※2 認定林業事業者：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化について改善計画を作成し、知事が認定した林業事業者を指します。

3 災害に強い森林づくりの推進

取組の方向性

集中豪雨等による土砂崩れ等を防止し、安心して暮らせる県土づくりを進めるため、山腹崩壊や地すべりの危険性が増している地区について、防災施設の設置により危険性の解消を図るとともに、保安林が有する防災等の機能を高度に発揮させるための森林整備を行います。

また、海岸県有保安林において、津波被害を軽減するため、砂丘の造成を行うとともに、松くい虫等の被害により疎林化・裸地化した森林の再生を行い、自然災害に強い森林づくりを推進します。

具体的な取組

ア 森林の整備や防災施設の設置による土砂崩れ等の防止

- ・山腹の崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止するため、山地治山事業や地すべり防止事業の実施など山地治山対策を推進します。
- ・土砂の流出の防備など保安林が有している公益的機能を高度に発揮させるため、間伐などの森林整備を実施します。

イ 海岸を中心とした保安林の整備・管理

- ・津波被害を軽減するとともに、飛砂や潮害などによる災害から県民の生活を守るため、強い病虫害抵抗力を持つ苗木や広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。

主な事業

- 崩壊地等の防災対策の実施（再掲・基盤整備の促進）
- 津波被害を軽減する海岸県有保安林の整備（再掲・基盤整備の促進）
- 疎林化、裸地化が進む海岸県有保安林の再生（再掲・基盤整備の促進）
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
九十九里地区の砂丘造成延長（累計） ^{*1}	0.4 km	12.6 km (27 年度)
海岸県有保安林の整備面積（累計） ^{*2}	16ha	200ha

*1 27 年度末までに九十九里地区の海岸県有保安林において、津波被害軽減のための砂丘のかさ上げ、または新設を行う延長の累計です。

*2 九十九里地区及び平砂浦地区の海岸県有保安林の再生のため、植栽等の整備を行う面積の累計です。

4 多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用

取組の方向性

放置された竹林の拡大や不十分な森林の管理により、里山などの森林の荒廃が進んでいることから、企業や団体など多様な人々の参画による森林整備活動を促進することにより、美しい景観の保全を図ります。

また、森林を利用した「教育の森」などの森林環境教育を推進することにより、子供たちの豊かな人間性を育むとともに、「県民の森」の利用を促進するなど、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

具体的な取組

ア 森林整備活動の促進

- ・里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

イ 森林の活用

- ・児童生徒への森林環境教育の推進を図るため、教育活動の場としてふさわしい森林として県が認定した「教育の森」について、看板の設置などの施設整備を行うとともに、教育機関と連携して利用を促進します。
- ・緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にする心を育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- ・森林などの地域資源を活用した農山漁村の活性化を図るため、都市住民等が豊かな自然に親しめる施設である「県民の森」の一層のサービス向上を図り、利用を促進します。

主な事業

- 森林整備活動の促進（再掲・農山漁村の活性化）
- 「法人の森^{※1}協定」の締結の推進（再掲・農山漁村の活性化）
- 森林・林業教育活動への支援
- みどりの少年団の育成支援
- 県民の森の管理（再掲・農山漁村の活性化）

※1 法人の森：県と企業等が締結した協定に基づき、県有林を企業によるCSR活動^{※2}等の場として提供し、企業等が資金や労力を提供することにより、県有林の整備に参画する制度を指します。

※2 CSR活動：企業が社会的責任を果たすために行う活動で、社会貢献活動とも言います。

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
企業や団体等による森林整備面積（累計）*	217ha	250ha

* 企業や団体等による森林整備を年間約6ha進めます。

5 環境に配慮した健全な森林の保全

取組の方向性

地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源対策として、間伐等の推進による健全な森林の育成と、概ね50年生以上の高齢級化した人工林の若返りにより、森林の吸収能力の向上に取り組めます。

また、松くい虫やサンプスギ非赤枯性溝腐病等の病害虫対策を実施するとともに、林地開発行為の適正化の推進により、健全な森林の保全を図ります。

具体的な取組

ア 森林吸収源対策としての間伐等の推進

- ・森林吸収量の算入上限値^{*}の確保に向けて、間伐を推進するとともに、主伐後の確実な再生林を促進します。

※ 森林吸収量の算入上限値：平成 25 年以降の京都議定書第 2 約束期間は、平成 23 年に開催された COP17 等において、各国一律 3.5%(1990 比)とされています。

イ 森林病虫害の防除と被害林の再生

- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸県有保安林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、非赤枯性溝腐病被害跡地における森林再生やスギカミキリ被害対策を推進します。
- ・海岸県有保安林など病虫害等による被害を受けた森林の早期再生を図るため、病虫害に対して抵抗性がある優良苗木の生産・確保を行います。

ウ 林地開発行為の適正化

- ・森林の有する公益的機能の維持を図るため、確実な緑化の実施など林地開発行為の適正な履行を確保します。

主な事業

- 森林吸収源対策としての間伐の促進
- 松くい虫防除対策の徹底
- 非赤枯性溝腐病被害森林の再生と被害材の有効利用の促進
- スギカミキリの被害調査と防除対策の実施
- 優良種苗の生産・確保（再掲・基盤整備の促進）
- 林地利用の適正化

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
間伐実施面積 ^{*1}	717ha/年	1,300ha/年
被害森林の再生面積（累計） ^{*2}	982ha	1,300ha

*1 県の「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」に基づき、32 年度までに 12,241ha の間伐の実施を目指します。

*2 自然災害や病虫害の被害を受け、植栽により再生する森林の面積の累計で、海岸県有保安林の整備面積にサンプスギ非赤枯性溝腐病の被害林の再生面積を加えた面積です。